○農林水産省環境省令第八号

愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）第十二条第一項及び第二項、第十五条第二項、第十八条、第二十一条並びに第二十八条の規定に基づき、愛玩動物看護師法に基づく指定登録機関に関する省令を次のように定める。

令和三年十月二十九日

農林水産大臣　金子原二郎
環境大臣　山口　壮

愛玩動物看護師法に基づく指定登録機関に関する省令

（指定の申請）

第一条　愛玩動物看護師法（以下「法」という。）第十二条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一　名称及び主たる事務所の所在地

二　愛玩動物看護師の登録の実施等に関する事務（以下「登録事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　登録事務を開始しようとする年月日

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録

三　申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四　指定の申請に関する意思の決定を証する書類

五　役員の氏名及び略歴を記載した書類

六　現に行っている業務の概要を記載した書類

七　登録事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

八　法第十二条第四項第四号イ及びロのいずれにも該当しない旨の役員の申述書

（指定登録機関の名称の変更等の届出）

第二条　法第十二条第一項に規定する指定登録機関（以下「指定登録機関」という。）は、その名称若しくは主たる事務所の所在地又は登録事務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一　変更後の指定登録機関の名称若しくは主たる事務所の所在地又は登録事務を行う事務所の名称若しくは所在地

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

2　指定登録機関は、登録事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一　新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地

二　新設し、又は廃止しようとする事務所において登録事務を開始し、又は廃止しようとする年月日

三　新設又は廃止の理由

（役員の選任及び解任）

第三条　指定登録機関は、法第十三条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一　選任又は解任に係る役員の氏名

二　選任し、又は解任しようとする年月日

三　選任又は解任の理由

2　前項の申請書（選任に係るものに限る。）には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　選任に係る役員の略歴を記載した書類

二　選任に係る役員の法第十二条第四項第四号イ及びロのいずれにも該当しない旨の申述書

（事業計画等の認可の申請）

第四条　指定登録機関は、法第十四条第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添え、これを農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

2　指定登録機関は、法第十四条第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（登録事務規程の認可の申請）

第五条　指定登録機関は、法第十五条第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に登録事務の実施に関する規程を添え、これを農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

2　指定登録機関は、法第十五条第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（登録事務規程の記載事項）

第六条　法第十五条第二項の農林水産省令・環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　登録事務を行う時間及び休日に関する事項

二　登録事務を行う場所に関する事項

三　登録事務の実施の方法に関する事項

四　手数料の収納の方法に関する事項

五　登録事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

六　登録事務に関する帳簿及び書類並びに愛玩動物看護師名簿（以下「名簿」という。）の保存に関する事項

七　その他登録事務の実施に関し必要な事項

（帳簿の記載事項等）

第七条　法第十八条の農林水産省令・環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　各月における登録、名簿の訂正及び登録の消除の件数

二　各月における愛玩動物看護師免許証明書（以下「免許証明書」という。）の書換交付及び再交付の件数

三　各月の末日において登録を受けている者の人数

2　指定登録機関は、法第十八条に規定する帳簿を、登録事務を廃止するまで保存しなければならない。

（登録状況の報告）

第八条　指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一　当該四半期における登録、名簿の訂正及び登録の消除の件数

二　当該四半期における免許証明書の書換交付及び再交付の件数

三　当該四半期の末日において登録を受けている者の人数